

唐松地域づくり協議会 規約

(設 置)

第1条 唐津市及び東松浦郡地域（以下、「唐松地域」という。）の地域づくり団体等が相互の交流及び自治体との協働を推進することにより、理解と協力を深め、ネットワークを形成し、自主的かつ主体的な地域づくりの取り組みを促進することを目的とする唐松地域づくり協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(事 業)

第2条 協議会は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 情報交換。
- (2) 年に数回の交流会の開催。
- (3) 情報をもとに、類似団体別又は地域別の取り組みの連携また、機会があれば、一体的な取り組みの実施。
- (4) 協議会として、地域づくり及び行政施策に関する提言または提案。
- (5) その他必要な事業。

(会 員)

第3条 協議会は、唐松地域の地域づくり団体、NPO その他の本会の趣旨に賛同する団体（以下「団体」という。）をもって組織する。

(役 員)

第4条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 11名以内
- (4) 事務局長 1名
- (5) 監事 2名以内

(役員を選出)

第5条 役員は、団体の構成員の中から総会において選出する。

- 2 会長・副会長・事務局長は、役員の中から互選する。
- 3 監事は、会長がこれを委嘱する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。
- 3 幹事は、この規約の定め及び役員会の議決に基づき、本会の業務を行う。
- 4 事務局長は、協議会の庶務及び会計に関する事務を行う。
- 5 監事は、事務事業及び会計の監査を行う。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠による仕事は、前任者の残任期間とする。

(総 会)

第8条 総会は、会長がこれを招集する。

2 総会の議長は、総会の出席者の中から選出する。

3 総会は、事業計画及び収支予算の決定並びに事業報告及び収支決算報告の承認を行う。

4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会)

第9条 役員会は、監事以外の役員をもって構成し、会長が招集する。

2 役員会は、総会に付議する事項及びその他協議会に関し必要な事項について議決する。

(会 費)

第10条 会費は、1団体につき年間1,000円とする。

(会計年度)

第11条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、会長が指定する場所に置く。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成17年10月21日から施行する。

この規約は、平成19年6月26日から施行する。

この規約は、平成21年6月1日に改正、施行する。

(役員任期の特例)

2 この規約の施行後、最初に選出される役員任期は、第7条1項の規定にかかわらず、協議会の設立の日から平成19年3月31日までとする。